

世田谷区特定事業主行動計画(令和2年度～令和6年度)の一部改定について

1 主旨

令和5年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、国・地方の公務員に係る男性の育児休業取得率の目標値が引き上げられたことに併せて、世田谷区においても特定事業主行動計画の計画目標として掲げている男性の育児休業取得率等の目標について見直しを行うため、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく世田谷区特定事業主行動計画(以下、計画)の一部を改定する。

2 計画の改定内容

現行内容	改定内容	(参考)令和4年度 実績値
男性の育児休業取得率* 目標値30%	男性の育児休業取得率(1週間以上) 目標値85%	62.4% (※64.4%)
(男性の育児休業取得者のうち1月以上の取得率) 目標値70%	(男性の育児休業取得者のうち1月以上の取得率) 目標値75%	72.3%
—	管理職における女性職員の割合 目標値30%以上	20.8%
職員1人あたりの年間平均超過勤務時間が180時間を超える職場の数 目標値 前年比-10%	職員1人あたりの1月平均超過勤務時間 目標値9.0時間	9.5時間
	年間超過勤務時間数が1,000時間を超える職員数 目標値0人	3人

3 施行時期

令和6年4月1日より施行